

山梨労働局発表  
令和6年1月15日

令和6年1月15日  
【照会先】  
山梨労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 太田良 雅美  
監察監督官 宇治 誠  
(電話) 055 - 225 - 2853

## 建設現場一斉監督の実施結果を公表します

### ～管内の労働基準監督署が監督指導を実施 4割超の現場に法違反～

山梨労働局(局長 高西盛登)が主唱する年末年始無災害運動の一環で、令和5年12月1日から同年12月15日までの間、管内の甲府、都留、鯉沢の3労働基準監督署は、建設工事現場に対して、集中的に監督指導を実施しました。その結果の概要を取りまとめましたので公表します(詳細は別紙を参照してください。)

#### 1 監督指導実施現場数及び違反現場に対する措置

132現場(昨年度は 119 現場)に監督指導を実施

労働安全衛生法違反が認められた56現場(違反率42.4%)に是正勧告を実施  
(昨年度は 46 現場 違反率38.7%)

急迫した危険のある法違反が認められた 11現場に対して、作業停止命令等の行政処分

#### 2 主な違反内容

- ✓ 関係請負人が違反しないように元請事業者が適切に指導していない 29現場
- ✓ 足場における高さ2m以上の墜落危険箇所到手すり等を設けていない 22現場
- ✓ 作業主任者の氏名等を周知していない 10現場
- ✓ 車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置を適切に行っていない 6現場
- ✓ 法令に適合した安全な架設通路を設けていない 5現場
- ✓ 高さ2m以上の墜落危険箇所(足場以外)到手すり等を設けていない 4現場

#### 3 法違反の是正状況

法違反の是正を確認した現場は、53現場(令和6年1月9日現在)  
作業停止命令等の行政処分をした11現場全てについて是正を確認し、当該命令を解除  
法違反の是正を確認できていない現場には、速やかに是正するよう指導中

法違反の概要		
主な法違反事項		主な法違反の概要
事 項	現場数	
関係請負人が違反しないように元請事業者が適切に指導していない	29 ( 22.0% )	元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が労働安全衛生法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないのに、これを怠っていたこと。
足場における高さ 2 m 以上の墜落危険箇所に手すり等を設けていない	22 ( 16.7% )	事業者は、足場における高さ 2 m 以上の作業場所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり及び中さん等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
作業主任者の氏名等を周知していない	10 ( 7.6% )	事業者は、法に定める作業に労働者を従事させる場合、当該作業に専門知識を有した作業主任者を選任する必要があり、掲示等により関係労働者に氏名等を周知する必要があるが、これを怠っていたこと。
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置を適切に行っていない	6 ( 4.5% )	事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れる時はバケットを地上に下ろす等の措置を講じなければならないのに、これを怠っていたこと。
法令に適合した安全な架設通路を設けていない	5 ( 3.8% )	事業者は、架設通路を設ける場合は手すりを設ける等の法令に適合した安全な構造にする必要があるところ、これを怠っていたこと。
高さ 2 m 以上の墜落危険箇所（足場以外）に手すり等を設けていない	4 ( 3.0% )	事業者は、高さ 2 m 以上の作業床の端や開口部で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲いや手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の法違反が認められた現場あり。

### 作業停止等の行政処分の概要

主な法違反事項		処分の内容
事 項	現場数	
足場における高さ 2 m 以上の墜落危険箇所に墜落防止措置を講じていない	6 ( 4.5% )	作業停止措置命令・変更措置命令 変更措置...手すり等の設置
架設通路における高さ 2 m 以上の墜落危険箇所に墜落防止措置を講じていない	3 ( 2.3% )	立入禁止措置命令・変更措置命令

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の事項について行政処分を行った現場あり。



# 山梨労働局



## 令和5年度 年末年始無災害運動

実施期間

令和5年



令和6年

標語

12/1

1/31

『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』

### 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る目的で、山梨労働局・各労働基準監督署が主唱する運動です。

山梨県内の令和5年の死亡者数は、10月末時点で6人と、令和4年の5人を超えてしまっており、「墜落・転落」によるものが4人と、2/3を占めている状況です。また、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いた休業4日以上死傷者数は10月末時点で672人であり、令和4年の同時期と比較して1.8%の増加となっています。このまま推移すると、3年連続しての増加となるおそれもあります。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症や流行が拡大している季節性インフルエンザ対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、高所作業で使用するフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』を標語として展開することとします。

### 事業場の主な実施事項

#### (1) 年末年始に実施する事項

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 安全衛生パトロールの実施
- 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底



#### (2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- KY(危険予知)活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全・労働衛生保護具の点検と整備
- 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 交通労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食生活、運動等)に関する健康指導などの実施
- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



【主唱者】 山梨労働局、甲府・都留・鯉沢労働基準監督署

【推進団体】 (一社)山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会  
建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、  
(一社)山梨県鉄構溶接協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、  
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 山梨支部、(独)労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

【協力機関】 国土交通省甲府河川国道事務所、国土交通省富士川砂防事務所、国土交通省関東運輸局山梨運輸支局  
林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所、山梨県

【後援団体】 連合山梨、山梨県経営者協会

〈詳しい実施要領については、山梨労働局ホームページ「年末年始無災害運動」を検索してご覧ください。〉



# 年末年始こそ安全衛生活動を強化しましょう！



## トップ自ら安全衛生パトロール

経営トップ自らが、安全衛生パトロールを行い、職場状況を直接点検するとともに、従業員との対話の中から、多くの体験や情報を得て、職場内の安全衛生上の問題点の把握して改善し、安全・快適職場につなげましょう。



## 組織的な安全衛生活動への取組

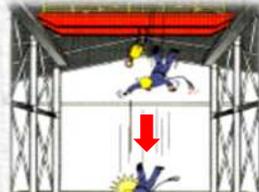
年末年始に行う設備の点検等の作業は、事前に計画できるものが多く、各部門担当者や協力会社等の関係者による作業計画を作成し、その作業方法に基づき、リスクアセスメントを実施して、リスク低減措置、残留リスク対応の情報共有、周知徹底を組織的・効率的に展開させましょう。



## 非定常作業で発生しやすい災害



転倒災害



墜落災害



はさまれ・巻き込まれ災害



腰痛 (無理な姿勢)

年末年始には、設備の点検整備、清掃等のメンテナンスや設備の停止・立ち上げ等の非定常作業が多くなり、反復・継続して行われることが少ないことから、少しの気の緩みが災害発生につながります。各作業に応じたリスクアセスメント、KY活動等により労働災害の防止に努めましょう。

## 「職場」での新型コロナウイルス感染拡大防止のポイント



マスク

会話をするときは  
マスクをつけましょう



密

席や更衣室では、  
人と適切な距離をとりましょう



換気

室内では  
こまめに空気を入れ換えましょう



共用

備品の共用は避けましょう

## 年末年始の交通事故対策の徹底

年末年始は何かと慌ただしく、疲労の蓄積や集中力欠如から、不安全な運転となりがちです。また、積雪や凍結等によりスリップ等による交通事故が多発します。社内ミーティング等で安全運転について話し合い、交通労働災害防止に努めましょう。



## 新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

今年の冬は、新型コロナウイルス感染症の拡大が生じる可能性及び季節性インフルエンザが流行する可能性があり、**より多くの発熱患者等が生じる可能性大です！**



発熱外来（診療・検査医療機関）等にかかりづらくなる場合に備え、**事前の準備が重要です！**また、感染状況や一人ひとりの重症化リスク等に応じた外来受診・療養への協力をお願いします。